

自己評価表【共通評価】（保育所版）（2021.4）

別紙2-1

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>パンフレット、ホームページに事業団経営理念、保育方針、保育目標を掲載するとともに、玄関に事業団経営理念を掲示しています。保育方針は目指す保育の方向性を示して、職員の行動指針となっています。保育方針に基づき、園が目指す子ども像を、保育目標として掲げています。理念・方針は年度末の正規職員による研修会で話し合い、方向性を統一しています。毎週の職員会議でも、具体的な事例をあげて確認しています。非常勤職員には、職員説明会で周知しています。保護者には、園のしおりに掲載し、例年は懇談会で説明しています。今年度は、4月のクラスだよりに保育目標、保育方針、クラスごとの保育計画を掲載しました。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、横浜市や磯子区の園長会、幼保小連携等の各種会議に出席し、地域の福祉計画や待機児童の状況、保育ニーズ等を把握しています。法人の経営戦略室では、行政の社会福祉施策や社会福祉事業全体の動向について把握・分析しています。毎月の法人の経営会議には園長が出席し、経営を取り巻く環境や法人の経営状況についての報告を受けています。法人園長会では、保育を取り巻く課題を共有し、コロナ禍での保育のあり方を検討するなどしています。園では月締めをし、経営会議で園長が収支状況の報告をしています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、職員体制や人材育成等の現状を分析し、課題を把握しています。財務や設備整備については、園長、主任支援員が現状を把握・分析し、経営会議で報告しています。経営状況や改善課題については、法人の役員間で共有されています。園長は、職員会議等で人員体制やコロナ禍対応、地域の状況などについて報告し、話し合っています。転勤や入・退職に伴う職員入れ替えによる職員の負担増などの人員体制上の課題については、職員間で課題を共有し、業務の見直しなどの努力を重ねていますが、解決にまでは至らず、課題となっています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人作成の2018年～2020年の総合経営計画を策定していますが、コロナ禍のため理事会で話し合い、そのまま継続しています。収支計画についても継続していて、見直しがされていません。総合経営計画には、法人が目指すビジョンが明確に示され、経営上の課題とその解決に向けた取り組みが具体的に記載されています。ただし、今年度については、見直しせずに延長されたため、実施状況の評価は難しくなっています。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の総合経営計画に基づき、園としての事業計画を策定しています。事業計画には、今年度の方向性と「保育方針と保育目標に基づいた保育の理解と実践」「職員が長く働き続けられる職場環境の整備」「保育を拠点とした子育て支援の推進」の3つの重点事項を掲げています。ただし、具体的な方法や成果、数値目標などは記載されてなく、実施状況の評価を行える内容とはなっていません。収支については、目標資金収支差額を設定し、年度の収支計画を策定しています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>	
<p>事業計画の重点事項は、年度末の職員会議（年間反省）での自己評価で話し合った職員意見を集約したものとなっています。年度始めの職員研修会では、事業計画について園長が説明して、重点目標についてグループワークをし、職員・子ども・保護者・地域・園の伝統・環境などの項目ごとに具体的な事例をあげ、話し合っています。ただし、話し合いの結果をまとめ、文書化することはありません。また、園長・主任で実施状況を確認していますが、実施状況を行うための指標などが記載されていないため、実施内容の把握や評価が行えるものになっていません。明文化し、事業報告と連動させていくことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント>	
<p>事業計画を法人ホームページに掲載しています。例年は、年1回の保護者総会で年度の保育の方針や保育内容、法人の経営状況や設備面、職員体制、リスクマネジメント等について説明しています。今年度はコロナ禍で書面総会となつたため、園便り等に保育内容や職員体制などを掲載しています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
<p>指導計画や日誌、行事計画等には自己評価の欄が設けられていて、PDCAサイクルに基づき質の向上に向けて取り組む仕組みができています。振り返りの結果は、毎週の職員会議、研修会などで共有して課題を抽出し、改善に向けて話し合っています。年度末には、各職員が「自己検証シート」を用いて自己評価をしています。各クラスや係でも話し合い、年度の反省をしています。これらの評価結果と保護者のアンケート結果を基に、年間反省で話し合い、園としての自己評価にまとめています。自己評価は玄関に掲示し、公表しています。第三者評価は定期的に受審しています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント>	
<p>年度末の年間反省の会議で、職員各自、各クラス、係等の自己評価、保護者アンケート結果を基に話し合い、園としての自己評価を作成しています。園の自己評価は自己評価チェックシートにより評価をし、話し合い結果をまとめて文書化しています。園の自己評価の結果は、次年度の事業計画の重点事項や全体的な計画の作成に反映されています。また、評価結果で明らかになった課題を研修会で取り上げて研修のテーマとするなど、組織として改善に向けて取り組んでいます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
<p>園長は、年度末の会議で理念の実現に向けた年度の重点事項を職員に伝え、自らの役割と責任を明らかにしています。職員会議や研修会でも職員に自らの役割を伝えていきます。ホームページの園長あいさつや毎月の園便りに園運営について記載するとともに、行事の際の挨拶などでも説明しています。事務分担表には、園長を始めとした全職員の職務分掌が明記されています。災害時対応マニュアルを始めとした各種マニュアルには、園長不在時の権限委任が明確に記載されています。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、園運営において遵守すべき法令等を十分に理解し、取引事業者や行政関係者等との適正な関係を保持しています。園長は、法人の園長会、横浜市や磯子区の園長会を始めとした各種会議に参加し、法令遵守等の情報収集をし、把握しています。年1回の職員会議で、法人の職員行動指針と「ともに生きる社会かながわ憲章」の読み合わせをして確認するとともに、毎年、人権、個人情報、虐待防止の研修を実施し、職員への意識付けを図っています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、保育現場を見るとともに、日誌や指導計画、おたより等をチェックし、保育の質の現状を把握しています。保育長、主任は、各保育室を回ったり、保育の中に入ったりし、クラスの子どもや保護者の状況、職員の動きを確認しています。毎週の職員会議では、子どもやクラスの様子について共有し、よりよい保育の実践に向けて話し合っています。安全対策、支援検討、食物アレルギーの各委員会があり、具体的な事例をあげて検討し、課題解決に向けて取り組んでいます。年5、6回職員研修会でその時々の課題に応じたテーマで研修を実施し、質の充実を図っています。</p>	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園長、主任支援員は、人事や労務、財務等の状況を把握し、分析しています。職員の心身や家庭の状況、希望等を考慮して、保育長がシフト調整し、家庭と両立した働きやすい環境となるように配慮しています。職員会議等で職員の意見を聴取し、園長、保育長、主任による主任会議で働きやすい環境作りに取り組んでいます。職員と意見交換しながら、職員配置や書式、業務の見直し、ICT化の推進など様々な取り組みをしていますが、業務負担軽減までには至らず、さらなる改善が必要ととらえています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の総合経営計画に人材体制や人材育成についての考え方が記載されています。人材確保は法人が中心となって行っており、パンフレットやホームページの充実、保育士養成校との連携、就職相談会等への出店などを積極的に行っています。園長も、就職相談会の面接に参加するなどしています。人材育成は、「人事考課・能力開発シート」により計画的に行われています。ただし、法人保育園の新設による異動など職員の入退職が続いたこともあり、職員定着に向け働きやすい職場作りへのさらなる取り組みが課題となっています。</p>	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の職位ごとの「期待、求められる水準一覧表」があり、入職時の研修で説明しています。パソコン上の職員専用のページにも掲載し、いつでも確認できるようにしています。一覧表の項目に沿ったチェックリストも作成されています。昇進・昇格、人事考課等の基準は人事考課制度に明確に定められています。チェックリストによる数値結果と能力開発シートを用いての面接を基に園長が第1次考課をし、理事長が処遇を最終決定する仕組みとなっています。保育長・主任による助言、面談での職員の意向の聞き取りも行い、職員の意向に沿ったキャリア形成ができる仕組みが整備されています。</p>	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>園長・主任支援員が中心となって職員の勤務状況や有給休暇の取得状況等をチェックし、労務管理をしています。ストレスチェックや希望による産業医との面談、ハラスメントの相談窓口などの制度を整備し、職員に周知しています。退職金積み立て制度、最近ではコロナに関わる有給休暇制度などの福利厚生を整えています。条件等が縮小傾向にあり、職員の要望の反映までにはなっていません。ライフワークバランスに配慮し、職員の家庭の状況や希望をできるだけ反映するようにシフト調整したり、申し出により残業時間の給与面での保障をするなど、働きやすい環境作りに努めています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>階層ごとの「期待、求められる水準一覧表」があり、階層ごとのチェックリストを用いて振り返りができるようになっています。職員は年度を2期に分けて、「人事考課・能力開発シート」を用いて目標と具体的な行動、自己評価を記載し、それを基に保育長、主任が助言を行っています。5月と11月には、園長が人事考課面接を行い、達成度の評価をしています。人事考課面接以外にも、必要に応じて随時面接を行い、職員の意向の聞き取りや必要なアドバイスをしています。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>階層ごとのチェックリストに求められる姿を記載し、年間研修計画を作成し、必要な教育・研修を実施しています。法人研修センターによる階層別研修があり、該当する職員が参加しています。キャリアアップ研修や職務上必要な外部研修には積極的な参加を促し、コロナ禍でもリモートにより受講しています。また、希望者が参加できるよう外部研修のパンフレットを掲示し紹介しています。外部研修に参加した職員は、研修報告書を作成し、職員会議や職員研修会で報告しています。研修計画は、毎年、主任が見直しをしています。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職階ごとのチェックリスト、考課面接等で職員の水準を把握し、法人の階層別研修やキャリアアップ研修など必要な研修に参加できるようにしています。新人職員には、法人が入職時研修を実施し、園ではクラスリーダーが中心となってマニュアルの読み合わせやOJTを行っています。年5・6回行われる職員研修会では、理念の確認や人権、虐待防止などのほか、食物アレルギーや事故予防、嘔吐処理、支援検討などの研修を行っています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生への対応や配慮すべきこと等を記載したマニュアルがあり、実習生の受け入れを行っています。実習担当は保育長・主任で、実習の目的や実習生の希望等考慮したプログラムを作成しています。学校側の教員が園を訪れたり、連絡を取り合ったりと連携し、効果的な実習となるようにしています。中堅以上の職員に対する法人の階層別研修で人材育成に関する研修をしています。クラス担任には、保育長・主任がアドバイスや指導をしています。ただし、マニュアルに実習生受け入れに関する園の基本姿勢が記載されていないので、明記していくことが期待されます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園のホームページに、理念や基本方針、保育内容、災害時の対応、相談苦情窓口、第三者評価結果等、法人ホームページに、事業計画、事業報告、予算、決算報告等を掲載し、積極的に情報公開しています。苦情の内容とその対応についてはおたよりで公表しています。園のパンフレットを磯子区役所や磯子区地域子育て支援拠点いそピヨ、横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ等に置いています。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人作成の事務規程、経理規程があり、事務室に置かれていて必要な職員がいつでも見ることができます。法人本部による内部監査、監査法人による外部監査を実施し、結果を基に経営改善に取り組んでいます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>経営理念に「地域社会への貢献」、保育方針に「地域に開かれ共に育ち合う保育」を掲げ、地域子育て活動事業担当保育士を配置し、地域との交流を大切にしています。玄関の掲示版に、小児療育相談センター、学童保育、新入生保護者説明会（小学校）などの地域の情報を掲示し、保護者に情報提供しています。コロナ禍以前には、園行事に地域住民を招待したり、磯子区の文化祭で5歳児が荒馬を披露したり、地域の獅子舞が園を訪れるなど、地域と良好な関係ができていて、地域の広報誌に園の情報が載るなどしています。園は、卒園式で使った鉢植えの花を近隣に配るなど、近隣との良好な関係が維持できるよう努めています。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れの手順や配慮等を記載したマニュアルを整備しています。ボランティア受け入れに際しては、オリエンテーションで「保育園を体験してみよう」を用いて、子どもへの配慮事項や個人情報保護などについて説明しています。コロナ禍以前には、読み聞かせ等の地域住民のボランティアや中学生の職業体験、高校生のインターンシップ等を積極的に受け入れていました。ただし、マニュアルに実習生受け入れについての園の基本姿勢が記載されていないので、今後、明記していくことが期待されます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>磯子区子ども家庭支援課や横浜市南部地域療育センター、横浜市南部児童相談所、医療機関、保育園等の関係機関のリストがあります。リストは事務室に置かれていて、いつでも確認することができます。職員は、幼保小連絡会、地域子育て支援連絡会、要保護児童連絡会等の会議に出席して地域の課題を共有し、連携して課題の解決に向けて取り組んでいます。横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザと法人他保育園と共催の「わくわくキッズ元気にあそぼう」では、リズム遊びや離乳食講座などの子育て支援を行っています。 家庭での権利侵害が疑われる場合には、磯子区子ども家庭支援課や横浜市南部児童相談所等の関係機関と連携して支援しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>磯子区園長会や幼保小連携会議、地域子育て支援連絡会等の会議などを通して、地域の福祉ニーズを把握しています。園庭遊びや室内開放（子育てCafé Time）、触れ合い遊びやリズム遊び等の園の子育て支援イベントの参加者から感想や要望を聞いています。園庭開放の参加者や一時保育の利用者、園見学の保護者等の相談に応じて、ニーズを把握しています。コロナ禍のため中止していますが、「子育てCafé Time」では遊びの提供とともに、保育士や看護師、保育士が子育て相談を受けています。</p>	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>把握した地域ニーズに基づき、地域支援活動を計画的に行っています。子育て支援事業としては、園庭開放や育児相談、リズム遊びや移動動物園等の子育て支援イベント等を積極的に行っています。 コロナ禍のため、園庭開放以外は中止になっていますが、ホームページに給食メニューを紹介したり、広報紙「子育てCafé Time」に触れ合い遊びや絵本紹介を掲載するなどしています。地域住民を園行事に招待するなどしていますが、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどへの貢献は今後の課題とらえています。また、災害時に地域貢献する意向はありますが、具体的に体制を作るまでには至っていません。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>経営理念に「人にやさしい豊かな心」を掲げ、人権や子どもの気持ちを尊重した保育を実践しています。年度始めに全職員対象に人権研修を実施し、食事や言葉掛け、子どもへの対応など具体的な事例を挙げて確認しています。日々の振り返りや職員会議でも折りに触れて取り上げ、話し合っています。人事考課のチェックリスト、自己評価等には、人権尊重の項目があり、職員が常に自己を振り返り、意識して保育にあたるようにしています。外国籍など文化や生活習慣の違いも尊重し、園の方針を伝えながら徐々になれるように支援しています。連絡帳やおたよりにルビを振ったり、言葉が分かる保護者に伝えるなど配慮しています。</p>	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>水遊びや着替えなど、保育の場面ごとのマニュアルに、子どものプライバシーや羞恥心への配慮が記載されています。人権研修で子どもを注意する時の配慮など、具体的な事例をあげて話し合っています。おむつ替えはトイレの中で行う、着替え時には衝立を用いる、プールの時はシェードを貼って外から見えないようにするなど、プライバシーに配慮しています。子どもが落ち着かない時には、パーテーションや衝立を用いて仕切るなど、子どもの状況に応じてプライバシーを守れるように環境構成を工夫しています。保護者には、入園時に園の配慮していることを伝えていきます。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ、パンフレットで利用希望者等に園の情報を提供していて、パンフレットは区役所等に置いています。ホームページには、園の理念や方針、保育内容、年間行事、給食、災害時の対応、保護者会などの情報を載せ、イメージしやすいように写真を多く用いています。ホームページは随時更新し、最新の情報が伝わるようにしています。利用希望者からの問い合わせには、園長・事務主任がいつでも対応し、見学を勧めています。現在はコロナ禍のため、園庭やテラスから見学してもらい、パンフレットを用いて説明しています。パンフレットはマニュアル係が毎年見直しています。</p>	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入園にあたっては、例年は入園説明会を実施していますが、今年度は個別面談で園のしおりを用いて説明し、保護者の意向を聞いています。わかりやすいようスライドを用い、持ち物などは実物を見せるなど工夫しています。0歳児やアレルギーなど必要に応じて看護師、栄養士も同席し、保護者の質問に答えています。保護者の状況によっては、複数回面談を設定したり、長めの面談を設定するなどし、保護者の不安を丁寧に聞き取り、不安が解消するまで時間をかけて対応しています。</p>	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>転園などの際には、保護者から依頼があれば、転園先からの問い合わせに応じるなど、支援していますが、引継ぎ文書等は定めていません。転園の際には、いつでも相談にのることを伝え、個別の相談にも応じています。例年は、卒園児を6月の親子フェスティバルに招待していて、学年が上がっても荒馬踊りを親子で踊りに来る卒園生もいます。</p>	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、日々の保育の中で、子どもの言葉や表情、反応などから子どもの満足度を把握しています。保護者に対しては、行事後や年度末の自己評価の際のアンケートで保護者の満足度を把握しています。保護者懇談会や個人面談でも保護者の意見を聞いています。保護者の自主的な組織である保護者会があり、保護者会総会には園長が参加して園の方針を説明し、意見交換しています。把握した保護者の意見や要望は、職員会議等で検討し、改善に向けて取り組んでいます。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>相談・苦情解決責任者は園長、相談・苦情受付担当者は保育長で、第三者委員2名を定めています。ホームページ、園のしおりに掲載するとともに、園内にも掲示し、入園時に保護者に説明しています。意見箱を玄関に設置しています。苦情の内容と対応策は苦情記録に記録し、職員会議で職員間で共有しています。検討内容や対応策は必ず保護者にフィードバックし、全体に関わることに關しては、おたよりで公表しています。アンケート結果は玄関に掲示しています。最近では、保護者の要望を受けてコロナ禍での保護者参加行事のやり方を見直したなどの事例があります。</p>	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>園のしおりや4月の園便りに「いつでも職員に声をかけてください」と掲載しています。第三者委員2名の氏名と連絡先、外部の相談窓口として、かながわ福祉サービス適正化委員会と横浜市福祉調整委員会の窓口を紹介しています。日々の会話や連絡ノート、個人面談、アンケートなどのほか、ホームページにインターネットを通しての問い合わせ窓口を掲載し、意見を申し立てることができるようにしています。また、保護者会を通して意見や要望を述べることができます。保護者からの相談には、状況に応じて図書室、地域支援室、事務室などを用い、落ち着いて話せるように配慮しています。</p>	

	第三者評価結果
【36】 III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、職員は保護者とコミュニケーションを取り、保護者が意見を述べやすい雰囲気を作るように努めています。連絡ノートやインターネットでも相談に応じています。保護者から相談を受けた職員は、園長、主任に報告し、必要に応じて個人面談を設定するなど対応しています。内容によっては保育長や看護師、栄養士が同席することもあります。対応に時間がかかる場合には、途中経過と理由を説明しています。</p> <p>ただし、苦情解決対応マニュアルはありますが、苦情と相談の定義やとらえ方、対応の流れなどについて記載したマニュアルがなく、今後の課題となっています。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントの責任者は園長で、安全対策委員会が中心となって安全対策を講じています。事故防止・事故対応管理マニュアルを整備し、職員に周知しています。事故や怪我、ヒヤリハットは記録し、事例によっては、「ヒヤリハット・事故検討報告書」を用いてソフト面、ハード面、環境面等の項目ごとに要因分析、対応策を記載してもらい、職員会議で意見交換しています。職員研修会でも事故事例検証や水遊び、救急救命等などの研修を行っています。5歳児が園内の危険箇所を点検して安全な場所と危険な場所のシールを貼り、非常時の避難ルートを考えるなどの安全教育もしています。</p>	
	第三者評価結果
【38】 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症予防と発生時の対応のマニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは、看護師とマニュアル係が毎年見直すとともに新しい情報を得た時などに随時見直し、職員会議等で共有しています。コロナ対策については、法人園長会で検討し、随時見直しています。看護師が嘔吐処理、ノロウイルスの研修を全職員対象に実施しています。新型コロナウイルス感染症については、毎日の検温、消毒・手洗い・換気の徹底、二酸化炭素濃度測定器の設置などの対策をしています。園のしおりに感染症についての園の方針をし、毎月の保健だよりや掲示で保護者に情報提供しています。</p>	
	第三者評価結果
【39】 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時対応マニュアルに、自衛防災体制や災害時の対応、施設再開までの流れなどが記載されています。毎月様々な想定での避難訓練を実施し、消防署の立ち会い訓練や津波想定訓練もしています。園の一部が土砂災害避難地域にあたるため、年1回土砂災害を想定した避難訓練もしています。3日分の備蓄を整備し、園長・事務・給食で管理しています。保護者には、災害伝言ダイヤルとメール配信する体制を整え、テスト配信もしています。地域の消防訓練には、子どもも一緒に参加しています。法人は、災害時に連携して助け合えるよう、他の県の社会福祉法人と協定を締結しています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>屏風ヶ浦保育園マニュアル、個人情報保護規程、衛生管理マニュアル等各種のマニュアルを整備しています。おむつ交換、嘔吐処理など日々の保育に関するものは保育室、トイレに掲示しすぐ確認できるようになっています。追加項目、変更事項が出た場合には週1回行われる職員会議で説明、周知を行っています。日々の保育の中で行われる、標準的な実施方法は日誌、週案、月案などで常に確認されています。保育実践は画一的なものとなっておらず、保育士は子どもの状況に応じて、その場に適したより良い対応を心がけています。</p>	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>マニュアルは毎年度始めに職員会議において見直しを行い、読み合わせを行っています。また、ヒヤリハットがあった時、他園での事例で園での対応を検討したほうが良いと考えられる時、職員からマニュアルに対する意見が出た時など、マニュアル係が中心となってマニュアルの検討・見直しを随時行っています。コロナ禍ということもあり、夏の清掃手順に関する意見が職員から出て検討されています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づき、年齢ごとの年間指導計画、月間指導計画、週案日案、を作成しています。0・1・2歳児および要支援児については個別支援計画を作成し、毎日、保育日誌を記載しています。指導計画、週案には目標、個別配慮事項、環境構成などが書き込まれており、子どものが必要とする保育が明確に示されています。計画を作成するにあたり栄養士、看護師が参加したり、子どもの通っている横浜市南部地域療育センターからの助言を取り入れて作成することもあります。支援困難ケースに対しては支援検討プロジェクトがあり、必要に応じて年3～4回、対応方法、連携方法などを全職員で検討しています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は期毎、月間指導計画、週案はそれぞれの計画が終了するごとに、保育日誌ではその日の評価・反省を行い次の計画に繋げています。日々の評価・振り返りは担当保育士が行っていますが、毎週行われる職員会議で共有しています。保護者の入院など緊急性の高い事例が発生した場合には、クラスで話し合うと共に園長、主任に報告し業務連絡で全職員に周知しています。見直しの結果、明らかになった課題は振り返り欄に記載し次の計画に反映させています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者に提出してもらおう児童票、児童健康台帳に子どもの家庭の状況、発達状況などを記載してもらっています。入園後の子どもの様子、個人面談での内容は経過記録に記載し、子どもの発達の状況が分かるようにしています。記録の作成にあたり、主任や保育長が指導して記録に差異が生じないようにします。子どもの状況、指導計画の実施状況は週ごとの職員会議で共有すると共に、急ぎの場合は業務連絡、個別連絡で職員に伝達することになっています。園内はIT化が図られ各クラスのパソコンから共有フォルダーにアクセスできるようになっています。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程、個人情報取り扱いマニュアルがあり、個人情報の提供、開示、記録管理責任者、不適正な利用や漏洩に関する対応、事故後対応、職員の心構えなど記載しています。職員に対しては、4月のマニュアルの読み合わせを行い個人情報に関する確認を行っています。実習生、ボランティアに対してはオリエンテーション時に誓約書の提出をお願いしています。保護者に対しては入園説明会で重要事項説明書に添付している個人情報保護に関する基本方針を説明し同意を得ると共に行事ごとにSNSへ写真を掲載しないようお願いしています。</p>	

自己評価表【内容評価】（保育所版）（2021.4）

別紙2-2

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針、事業団独自の発達表などの趣旨を踏まえ子どもの最善の利益を第一義に作成されています。目指す保育として、主体性を育む保育、好奇心・探求心を育む保育、感性を育む保育、自己肯定感を育む保育、人間関係を育む保育、情緒の安定と心身の健康を育む保育、年齢に沿った保育計画、などを項目として掲げており、子ども自身が自分で考え判断して行動したり、友だちと協力して行動する力を養うことができるよう配慮した計画となっています。また、家庭、小学校、地域との連携、保護者、地域の子育て支援なども行うようになっています。計画は年度末に行う保護者の園に対するアンケート、職員の自己評価をもとに話し合い、次年度の全体的な計画を作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園舎内には随所に清掃マニュアルが掲示しており、清掃当番が一日を通して清掃を行い園全体の清潔を保っています。コロナ禍の現在は保育室の窓、ドアを常に開ける状態にしていますが、エアコン、空気清浄機を使用して、室内の温度、湿度などの管理を行い、常に適切な環境を保持するよう努めると共にCO2濃度計を使用しています。子どもたちの触る場所、遊具などは消毒薬で拭くようにしており衛生管理に努めています。乳児クラスは睡眠と食事の機能別の空間を作りだしていますが、幼児クラスからは食後の清掃を行った後、午睡を行うようになっています。園内には広々としたテラス、絵本のコーナー、パーテーション、ついたてなど、子どもがそれぞれ必要に応じて好みの場所で一人で落ち着けるような配慮をしています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時に提出される児童票、健康管理台帳、アセスメントシートなどから一人ひとりの家庭環境、養育歴などを把握すると共に入園前面接で聞き取られた内容などから、一人ひとりの子どもの個人差を職員会議、新年度準備の日に職員全員に周知しています。入園後は経過記録、保育日誌などを通して個人差を把握するようにしています。乳児クラスについては、職員は、子どもと一緒に室内やテラスで四つ這いをして体を動かすなどスキンシップを大切にしたり、子どもの話やつぶやきをよく聞くなどして子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮しています。幼児クラスについては子どもの話すことに耳を傾けると共に様々な場面で話し合いの場所を設け、満遍なく声をかけたり、言える雰囲気を作ったり、個別で話を聞くなど一人ひとりの子どもが話す機会を作っています。子ども同士の話の中で、子ども自身が自分の考えを発表できるようにしています。表現する力が十分でない子どもに対しては、それぞれの子どもの成長に合わせた声掛けをするようにしています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画に年齢、発達に合わせて、生活に必要な生活習慣の習得内容を記載し、子どもが自分でできることを少しずつ増やせるようにしています。職員は子どもの自信に繋がる関わり方、声掛けを行っており、子どもが次もまたやってみようと思えるようにしています。日々の自信の積み重ねで基本的な生活習慣が取得できるようにしています。乳児に対しては、個別支援を基本として、一人ひとりの発達を見ながら保護者から家での子どもの様子を聞き、園と保護者の連携が取れるようにしています。職員は強制する言葉は使わず、子どもの好きなキャラクターを使い気持ちを引き寄せたり、一緒にやるなどさりげなく支援し、子どもの成功体験を増やすようにしています。幼児に対しては節目節目で排泄の声掛けを行ったり、子どもが頑張っている姿を見守り、子どもが自ら主体性をもって生活習慣を身につけることができるようにしています。年9回行われる保健指導と連携し、子どもに生活習慣を身につけることの大切さが理解できるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>各保育室から自由に園庭やテラスに出る事ができるようになっており、子どもたちは戸外で体全体を使い、のびのびと遊ぶことができるようになっています。雨の日には室内に鉄棒を設置し、逆上がりの練習をしたり、バランスゲームを行うなど体を使った遊びを行っています。子どもたちは逆上がりが上手な子どもができない子にアドバイスをしたり褒めたりしています。バランスゲームでは子ども同士ルールを話し合い、それぞれの折り合い点を見つけ出し、協力しながら遊ぶ姿が観察時に見受けられました。</p> <p>保育室内には、年齢によって異なる大きさのブロックや興味に合わせた遊具、製作材料を用意し子どもが自主的・自発的に遊ぶことができるようにしています。各クラスには子どもたちの作った作品を飾る場所もあり、子どもが継続性を持って遊んだり、完成品を溜めていくことができるようになっています。</p> <p>クッキングで使う野菜やクリスマスケーキに飾る果物を近隣の商店に買いに行ったり、消防体験として煙ハウスに入るなど、地域の人たちと接しながら社会体験を得られています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室をパーテーションを使い2つに分けており、食事の場と睡眠の場を分けたり、遊びなどの場面変換時に使い分けています。また、床暖房を使い、子どもが心地よく過ごせるようになっています。棚には運動会で使った子どもの身体がすっぽり入る車のおもちゃ、ブロック、触るおもちゃ、戸板による滑り台など子どもの発達段階や興味に合わせたおもちゃを置いています。おもちゃ類は子どもの成長に合わせて変えるようにしています。担当制保育を実施し子どもとの愛着関係を築けるようにするとともに全ての保育士が子どもとゆったりとしたスキンシップが取れるようにしています。職員は「今開けますよ」「はいどうぞ」「えらい」など常に穏やかに子どもに話しかけ子どもが安心して甘える事ができるようにしています。子どもの発達状況によっては、1歳の低月齢の子どもと一緒に遊ぶこともあります。</p> <p>送迎時の積極的な言葉かけや連絡ノート、個人面談などのやりとりで保護者に子どもの日々の様子などについて伝えると共に保護者の思いを聞くようにしています。得られた情報は職員間で共有し家庭との連携を密にするようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児未満児の保育において、個別指導計画を基に一人ひとりの発達段階を話し合い保育を進め、子どもたちが安心して自己主張できる環境を整えるようにしています。職員は自我の芽生え始めた子どもたち同士のトラブルを未然に防ぐため、子ども同士の距離を取ったり、制止の言葉は使わずに視線が変わるような声掛けを行っています。また、子どもの気持ちを代弁することで、友だちとの関わりを仲立ちするようにしています。手を洗わないと言い張る子どもに対しては子どもの好きな悪役キャラクターの話をするなど子どもが手を洗う気になるよう促しています。職員が一方向的に強制するのではなく子ども自ら行動を起こす事ができるように援助しています。</p> <p>保護者とは連絡ノートの交換を行ったり、送迎時に、その日のエピソードなどを伝えたり家庭での状況を聞くなどして、子どもの成長を保護者と共有するようにしています。気になる事柄がある場合には、職員会議で話し合うと共に、個人面談に繋げて、今後の取り組みや配慮に繋げています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>各保育室には発達や子どもの興味に合わせてブロック、ままごとセット、パズルなどが置かれ、子どもたちが主体的に遊べるようになっています。また、子どもたちがその日の気持ちで、物置から遊具を出すよう職員に声掛けすることもあります。3歳児は異年齢で遊ぶことにより、子どもの遊びや興味が広がるように配慮しています。5歳児が荒馬を踊る太鼓が聞こえると、見に行ったり、体を動かすなど、あこがれを持って活動できるようにしています。4歳児は、集団の中で自分の力を発揮することができるように職員は子ども同士の関わりが増えるよう見守っています。タケノコの皮むきから始まり、グループでタケノコを作る、竹林に散歩に出かける、親子フェスティバルで使う山車にタケノコやタケノコに繋がる物を作成するなど一連の動きを子ども同士で話し合いながら行っています。5歳児は、集団で一つのことを作り上げる活動に取り組んでいます。お店屋さんごっこでは不動産屋さん、回転ずし屋さんと店に通じる釣り堀、足湯など、子どもが意見を出し合いながら独創的な街を構成しています。</p>	

	第三者評価結果
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>建物はバリアフリー構造になっていませんが、子どもの状況に応じた人的配慮を行い、子どもが安心して生活できるようにしています。</p> <p>障がいのある子どもに対して個別支援計画が作成されています。個別支援計画には必要に応じて、横浜市南部地域療育センターからの助言や、栄養士、看護師の助言も入っています。障がいのある子どもに対して、支援検討プロジェクトは年3～4回開かれ、子どもの状況に職員が困難に思っている内容を議題に挙げ、対応方法を話し合い、全職員で共有するようにしています。</p> <p>横浜市南部地域療育センターの巡回がある前には職員全員から障がいのある子どもに対する保育の疑問や障がいの特性からくる行動などの疑問点を挙げ、巡回時にアドバイスをもらうようにしています。また、障がいのある子どもが療育センターに行く時には、園での子どもの様子を伝えたり、提供している屋食の形態を写真に撮り渡すなどして、保護者が療育センターからのアドバイスを受けやすいようにしています。保護者が受けたアドバイスは個別支援計画に反映されるようになっています。園での活動に関しては参加できる部分を参加するようにしていますが、職員は子どもの気持ちを落ち着かせたり、気分の切り替えができるようにして、自分の意志で活動に入っていけるよう配慮しています。</p>	
	第三者評価結果
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもに在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>在園時間の長い子どもが多い地域性を考慮して、「長時間に渡る保育～延長前のながれ」が作成され、職員のマニュアルとなっています。子どもの動き、保育士の配慮、環境構成などの事柄が記載され、子どもが安心して過ごせるよう配慮されています。17時半頃から子どもの様子、遊びの保障を各クラス担任が見極めて合流する時期を決めています。乳幼児クラスは図書室（ちゅうりっぷ室）、幼児クラスはホールに移動しています。子どもの興味や関心にあった内容の絵本、紙芝居などの読み聞かせを行い落ち着いた雰囲気を作るようにしています。延長保育の子どもには補食を提供しています。また、各クラス担任は遅番保育士に対し申し送りノートを活用し引継ぎ事項に漏れないようにして、子どもの様子を確実に保護者に伝えるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に小学校との連携を掲げ、アプローチカリキュラムを作成し就学に向けて準備を行っています。園では、午睡を減らしたり、上履き靴下の着用、ハンカチ、ティッシュを身につけた生活、30分を目安に食べ終わるなど園で無理なくできる準備を行っています。コロナ禍以前は小学校の見学会、給食体験が行われていましたが、現在は小学生の生活を映したDVDの貸し出しを受けて、園の子どもたちが小学校生活を想像できるようにしています。</p> <p>保護者に対してはクラスだよりで就学後の生活で子どもが困ることがないように、家庭でもできる準備を掲載したり、小学校からの手紙を玄関に掲示し情報を伝えたり、学童保育などについてのパンフレットを玄関に置いています。</p> <p>毎年、区の主催する保育所児童保育要録作成の研修会に年長児担当保育士が出席し記載の仕方を学び作成し、主任、保育長、園長の確認を受けています。子どもたちの就学前には小学校教師の来訪があり、子どもたちの様子を伝えるなど意見交換を行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルがあり、看護師が実施責任者として健康管理を行っています。健康マニュアルについては、職員のマニュアル係と共に子どもたちの既往症、食物アレルギー、熱性けいれんなどについてまとめたものを各部屋に掲示し、職員が慌てず対応できるようにしています。看護師は保健計画を作成し、年間指導計画、月間指導計画に連動させています。保健計画に沿って年間9回、幼児クラスに対して保健指導を行っています。手洗い指導、歯磨き指導、和式トイレの使い方、命についてなど、その年度の子どものに合わせた題目となっています。</p> <p>乳幼児突然死症候群に関して4月の保健だよりにて保護者に伝えると共に、4.5月の園内研修で職員に対する研修を行い注意喚起を行っています。乳児クラスの子どもの5分間隔のプレスチェックを行うと共に体動センサーを利用して子どもの安全に留意しています。子どもの様子によっては睡眠時チェックを二人体制5分間隔で行うなど、常に体調の変化に気を付けています。</p>	

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>年2回行われる健康診断、歯科健診の結果は健康台帳に記録されています。職員へは職員会議を通して周知されています。保護者には、その日のうちに健康ノート、歯科健康診断結果表を用いてに知らせています。問題があれば詳しい内容をを伝え、必要であれば受診を勧めています。</p> <p>子どもの健康状態に課題が見つかった時には、保育に反映されることになっています。コロナが蔓延するようになってからは、水道前に並ぶ間隔を指示する足形を床に貼ったり、風邪をひかないようにするため、手洗いうがいを奨励したり、厚着を控えるように話をしたりしています。歯科健診の結果では歯の赤染を行い、汚れている歯を子ども自身の目で確認できるようにしています。0歳児から歯磨きを行っており、コロナ禍の現在は担任のチェックのみとなっています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを基に子どもの状況に応じて適切な対応を行っています。年に1回、または指導表の期限が切れる前に、子どものかかりつけ医の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出を受け、それに基づき除去食の対応を行っています。職員は、新入園児が入ってくる4月には園児のアレルギーの有無、配膳方法の確認を行い、その年のアレルギー内容について確認、共有しています。卵と牛乳を使わないメニューを増やし、可能な場合にはショートニング、豆乳、卵不使用マヨネーズを使いアレルギーを持つ子どもが皆と一緒に楽しめるようにしています。保護者には毎月の献立表にアレルギーになる食材に色付けし渡しています。</p> <p>毎朝の業務連絡時に当日のアレルギー食の有無を確認しています。食事提供時には専用のトレイや食器を使用し、皆とは異なる場所で職員が食事介助を行い、誤食を防ぐようにしています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>栄養士と各クラスの職員などが相談しながら食育計画、クッキングを行っています。栄養士は子どもたちの要望や育てている野菜、年齢に合わせた調理法を考え、子どもたちが楽しんで食に関する関心を高める事ができるようにしています。桜の花を見たり、涼しい場所を求めるなど、食事の場所を園庭やテラスに移し、子どもたちが楽しく食事をとることができるようにしています。保護者には献立表、食育だより「もぐもぐ」を配布したり、保育園でのリクエストのあったメニューや作りやすいメニューをSNSに投稿し、保護者が自宅で作ることができるようにしています。</p> <p>給食時には献立を発表した後、子ども自身が食べられる量を自己申告しています。食べる事を強制することはありませんが、盛り付けを少し減らしたり、苦手なものをチャレンジするよう声掛けを行い、食べられるようだったら食べるなど柔軟な対応を行っています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>献立は、食べると元気になり楽しい時間となるように考えて作成しています。月に1回行われる給食会議にはクラス代表、園長、主任、看護師などが出席様々な意見を出しています。メニューに関する感想、子どもの好き嫌い、食育に関するプログラム等が話し合われ、より良い給食となるよう考えられています。栄養士は話し合いを基に調理方法や献立を考えています。子どもたちの苦手とするキノコ類を煮物に入れたり、パスタの中に小さく切って少しだけ入れるなど、苦手なものも少し食べる事ができるように工夫しています。寒い時期の献立には大根の煮物や温かい麺類、ブリカツなどを提供して季節を感じる事ができるようにしています。また、子どもたちが収穫したサツマイモを焼き芋にしたり、ジャガイモでふかしジャガイモにするなど、収穫物からも季節を感じる事ができるようにして楽しんでます。残食記録を取っていますが、残食はほとんどない状況です。調理室は衛生管理マニュアルに沿って毎日チェックを行い衛生管理が適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>全園児に連絡帳があり、保護者からは家庭での様子、職員からはその日の子どものエピソードなどを書き、子どもの様子の情報交換を行っています。また、毎日写真によるドキュメントを各クラスで作成し玄関に掲示しています。毎月、期間の過ぎたドキュメントで、クラス毎に冊子を作り、保護者が見返すことができるようにクラス前の棚に置き、子どもの成長していく様子を見る事ができるようにしています。</p> <p>コロナ禍の現在は懇談会が中止されているため、園便りやクラスだよりで園の方針や年間計画、行事や子どもの様子を伝えていきます。また、食育だより、ほけんだよりでは、子どもの離乳食や年間の保健指導など子どもの生活に関する情報を保護者に提供しています。コロナ禍の為、行事が縮小されたり保護者の参加を見合わせなど、保護者と園で子どもの成長を共有できる機会が減っていますが、運動会では学年ごとの分散開催を行い、保護者の参加を各2名にするなど、工夫を行い保護者に子どもの姿を見ることが出来る機会を作っています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>送迎時のコミュニケーションを大切にし、保護者に積極的に声をかけ色々な話が聞き出せるようにしています。個人面談は年1回ですが、保護者から希望があった場合には応じています。簡単な相談の場合には、担任が対応していますが、その場で解決できないような相談の場合には、返答が遅れることを保護者に伝え、主任、保育長、園長など複数で検討し保護者に伝えるようにしています。園としての特性を生かし、栄養士、調理士、看護師が相談に応じる場合もあります。また、保護者の様子や子どもの様子を見て、必要に応じて面談を持ちかけるようにしています。就労、家庭の事情などで相談時間が設定時間内に取れない場合は、保護者と園で双方の希望を聞き日時の調整を行い、相談に応じられるようにしています。相談の記録は経過記録、個人面談記録に記載し、全職員が共有できるようにしています。</p>	

	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待に関するマニュアルがあり、虐待の定義、発見の仕方、保護者、子どもの支援方法、横浜市南部児童相談所、磯子区役所との協力について職員が共有できるようになっています。職員が子どもの話や体の状態、送迎時の保護者の様子で、いつもと違う事柄など疑問を感じた場合には、その日のうちに全職員に周知し、職員会議で子どもの状況、対応方法などを話し合っています。事象によっては、直ちに横浜市南部児童相談所に通報しています。保護者の支援として、職員は保護者に対して積極的に話しかけ関係性を作るようにし、保護者の状況、心の悩みに寄り添うようにして、子どもの安全を守るように努めています。園では毎年4月に人権に関する研修、セルフチェックを行い、虐待に関する認識を新たにしたり、より一層意識を高めるよう努めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画、月間指導計画、保健計画、食育計画など担当保育士、看護師、栄養士、主任、保育長、園長などすべての職員が参加して自己評価を確認し次の計画に反映させています。保育日誌には、日々の子どもの姿や保育士の関わりなどを記載しねらいに沿って保育が実施されているかを確認し、週案や月間指導計画などのねらいが実施されるための配慮事項につなげています。毎年度末には1回行われる保護者の園で行われている保育に対するアンケートと共に保育士の自己評価「自己検証シート」を基に保育所全体の「自己評価チェックシート」を作成し、保育実践の自己評価を行っています。また、保育内容のチェックと同時に全体的な計画に基づいた内容を文言による自己評価も行っています。自己評価から、職員間の保育に対する共通認識を徹底することが次年度への課題として挙がってきています。</p>	